



熊本県公報

第 1 2 5 2 2 号
平成 28 年 5 月 27 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成 28 年度予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (財政課) 1
- 熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項・・・・・・・・ (労働雇用創生課) 11
- 定数漁業の許可申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (水産振興課) 11
- 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部改正・・ (団体支援課) 12
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (道路保全課) 12
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更の
届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (障がい者支援課) 13
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (") 13
- ウィルス対策システム等用サーバ機器等の賃貸借に係る一般
競争入札の参加資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (情報企画課) 13
- 土地改良区定款変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農村計画課) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・ (建築課) 14
- 平成 27 年度情報公開条例の運用状況・・・・・・・・・・・・・・ (県政情報文書課) 14
- 平成 27 年度個人情報保護条例の運用状況・・・・・・・・・・・・ (") 17
- 農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農地・担い手支援課) 22
- 農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (") 22
- ウィルス対策システム等用サーバ機器等の賃貸借に係る一般
競争入札の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (情報企画課) 22
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器
の借入れに関する競争入札に参加する者に必要な資格等・・ (教育政策課) 26
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び周辺機器
の借入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (") 26
- 熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ (議会事務局) 30
- たも網及びすくい網によるガザミの採捕禁止
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (天草不知火及び漁業調整委員会) 30
- 平成 28 年度熊本県明るい選挙推進協議会第 1 回会議の開催
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (明るい選挙推進協議会) 30

告 示

熊本県告示第 555 号
 平成 28 年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成 28 年 5 月熊
 本県議会臨時会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67
 号)第 219 条第 2 項の規定によりその要領を公表する。
 平成 28 年 5 月 27 日
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成28年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

平成28年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,105,887千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 741,518,716千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		1,367,740	49,169	1,416,909
	1 負担金	1,106,424	49,169	1,155,593
2 国庫支出金		100,647,339	9,292,144	109,939,483
	1 国庫負担金	58,720,775	431,118	59,151,893
	2 国庫補助金	39,405,173	8,861,026	48,266,199
3 繰入金		27,609,515	699,574	28,309,089
	1 基金繰入金	26,274,810	699,574	26,974,384
4 県 債		68,580,000	7,065,000	75,645,000
	1 県 債	68,580,000	7,065,000	75,645,000
歳 入 合 計		724,412,829	17,105,887	741,518,716

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		33,246,906	53,772	33,300,678
	1 市 町 村 振 興 費	3,133,357	53,772	3,187,129
2 民 生 費		114,995,069	4,694	114,999,763
	1 社会福祉費	65,927,300	4,694	65,931,994
3 労 働 費		2,437,584	17,408	2,454,992
	1 失業対策費	415,712	17,408	433,120
4 農 水 産 業 林 費		37,966,712	3,103,703	41,070,415
	1 農 業 費	14,482,163	48,920	14,531,083
	2 畜 産 業 費	2,481,398	228,833	2,710,231
	3 林 業 費	8,825,380	2,411,000	11,236,380
	4 水 産 業 費	3,523,338	414,950	3,938,288
5 商 工 費		39,418,178	13,000	39,431,178
	1 商 業 費	35,393,937	13,000	35,406,937
6 土 木 費		34,996,060	28,554	35,024,614

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 土木管理費	2,153,833	19,541	2,173,374
	2 河川海岸費	9,333,907	1,007	9,334,914
	3 都市計画費	2,972,387	8,006	2,980,393
7 警 察 費		37,110,898	16,959	37,127,857
	1 警察管理費	33,515,136	16,959	33,532,095
8 教 育 費		168,308,749	55,874	168,364,623
	1 教育総務費	31,741,401	55,874	31,797,275
9 災 害 復 旧 費		12,108,095	13,811,923	25,920,018
	1 総務災害復旧費	298,312	492,435	790,747
	2 民生災害復旧費		1,972,973	1,972,973
	3 衛生災害復旧費	1,102	37,798	38,900
	4 労働災害復旧費		310,775	310,775
	5 農林水産業災害復旧費	3,339,049	6,986,589	10,325,638
	6 商工災害復旧費	10,289	361,937	372,226
	7 土木災害復旧費	8,148,636	1,249,442	9,398,078

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	8 警 察 災 害 復 旧 費	217,524	146,412	363,936
	9 教 育 災 害 復 旧 費	89,351	2,253,562	2,342,913
歳 出 合 計		724,412,829	17,105,887	741,518,716

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本高校仮設校舎賃借	平成29年度 ～平成30年度	千円 39,150
	年次別内訳	
	平成29年度 平成30年度	16,200 22,950
2 第二高校仮設校舎賃借	平成29年度 ～平成30年度	17,400
	年次別内訳	
	平成29年度 平成30年度	7,200 10,200

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
福祉施設 現年発生国庫費 補助事業費	千円 623,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
農業施設 現年発生国庫費 補助事業費	810,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
教育施設 現年発生国庫費 補助事業費	472,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
福祉施設 現年発生単県費 災害復旧事業費	33,000			
公衆衛生施設 現年発生単県費 災害復旧事業費	37,000			
労働施設 現年発生単県費 災害復旧事業費	105,000			
漁港現年 発生単県費 災害復旧事業費	15,000			
観光施設 現年発生単県費 災害復旧事業費	10,000			
商工施設 現年発生単県費 災害復旧事業費	350,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	2,455,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山国庫補助事業費	千円 985,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 1,758,000			
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	187,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	339,000			
総務施設 現年発生単県 災害復旧事業費	265,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	722,000			
農林水産施設 現年発生単県 災害復旧事業費	41,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	718,000	(補正前に同じ)		
公共土木 現年発生単県 災害復旧事業費	499,000	は証券発行(他 の地方公共団	ついて、 利率の見	ただし、県 財政の都合に	1,740,000			
警察施設 現年発生単県 災害復旧事業費	216,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	361,000			
教育施設 現年発生単県 災害復旧事業費	88,000	(その他) 工事その他	おいては、 当該見直	は借換えをす ることができ る。	1,253,000			
		の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	し後の利 率)					
計	2,281,000				6,891,000			

平成28年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,940,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 債		333,400	72,000	405,400
	1 県 債	333,400	72,000	405,400
歳 入 合 計		2,868,509	72,000	2,940,509
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 災害復旧費			72,000	72,000
	1 流域下水道 災害復旧費		72,000	72,000
歳 出 合 計		2,868,509	72,000	2,940,509

第 2 表 地方債補正
追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>八 代 北 部 流 域 下 水 道 災 害 復 旧 事 業 費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">72,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

平成 28 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 28 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 28 年度熊本県工業用水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 事業費	1, 186, 540 千円	20, 000 千円	1, 206, 540 千円
第 1 項 営業費用	1, 067, 291 千円	20, 000 千円	1, 087, 291 千円

平成 28 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 28 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 28 年度熊本県有料駐車場事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 事業費	58, 521 千円	50, 000 千円	108, 521 千円
第 1 項 営業費用	52, 521 千円	50, 000 千円	102, 521 千円

熊本県告示第 556 号

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 28 年 5 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項
熊本県訓練手当支給要項 (昭和 62 年熊本県告示第 277 号の 2) の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項第 1 号中「第 20 条」を「第 22 条」に改め、同項第 4 号中「幼稚園及び小学校」を「幼稚園 (特別支援学校の幼稚部を含む。) 及び小学校 (義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 557 号

熊本県漁業調整規則 (昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2) 第 8 条第 2 項に規定する知

事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草有明海
吾智網漁業	吾智網漁業	不知火海

2 申請期間

平成28年5月27日から平成28年6月2日まで

熊本県告示第558号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成28年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項
熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項（平成24年熊本県告示699号）の
一部を次のように改正する。

第1条中「及び平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成27年台風被害等対策資金」を「、平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成27年台風被害等対策資金及び平成28年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成28年熊本地震被害対策資金」に改める。

第2条第2項に次の5号を加える。

- (8) 畜産経営改善緊急支援資金
- (9) 熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金
- (10) 熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金
- (11) 熊本県みかん価格下落対策経営安定資金
- (12) 熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金

第9条第2項中「及び平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項」を「、平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項及び平成28年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

資金の種類	利子補給率
1 大家畜・養豚特別支援資金	熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
2 平成27年台風被害等対策資金	平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項別表1(1)及び別表1(2)の市町村利子補給等率の欄に定める率
3 平成28年熊本地震被害対策資金	平成28年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項別表1(1)及び別表1(2)の市町村利子補給等率の欄に定める率

附 則

この要項は、平成28年4月28日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成28年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

熊本県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年5月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市旭志伊坂字村内 222番1地先から	前	7.2 ～	113.2	

	菊池市旭志伊坂字大笹 741番1地先まで	11.7	113.2
		後 8.4 ～ 22.0	

2 区域を変更する期日 平成28年5月27日

熊本県告示第560号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ふくろ町薬局	医療機関の名称	わかくさ薬局	ふくろ町薬局	平成28年4月 1日
	医療機関の所在地	八代市袋町1番30号	八代市袋町1番37号	

熊本県告示第561号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
独立行政法人国立病院機構熊本南病院 宇城市松橋町豊福2338	独立行政法人国立病院機構熊本南病院 宇城市松橋町豊福2338 金光 敬一郎	療養介護	平成28年 6月1日

熊本県告示第562号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
ウイルス対策システム等用サーバ機器等の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成28年6月10日（金）午後5時までとする。ただし、受付期

- 間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。

公 告

熊本県公告第358号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く白水村土地改良区理事長岩下友春から平成28年4月28日付けで申請のあった定款の変更については、平成28年5月17日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成28年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字曲手字山ノ上460番1
496.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区三郎一丁目4番18号
西元 明広

熊本県公告第360号

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第36条及び審議会等の会議の公開に関する指針（平成10年熊本県告示第826号）第7（2）の規定により、平成27年度の各実施機関における同条例及び同指針の運用状況を次のとおり公表する。
平成28年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 行政文書開示請求等に対する決定等の状況

（単位：件）

区 分	請求・申出に対する決定等件数	請求・申出に対する決定等の内容					
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
開示請求	694 (749)	393 (464)	167 (161)	7 (5)	33 (42)	94 (77)	0 (0)
開示申出	16 (24)	1 (5)	6 (9)	0 (1)	2 (2)	7 (7)	0 (0)
合 計	710 (773)	394 (469)	173 (170)	7 (6)	35 (44)	101 (84)	0 (0)

* ()内の数字は、平成26年度の状況。

* 「開示申出」とは、条例では開示請求の対象となっていない条例施行前の文書などについて任意的開示を求める申出をいう。

2 行政文書開示請求等に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	請求に対する 決定等件数	請求に対する決定等の内容					開示申出	申出に対する決定等の内容						
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ		処理中	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
知事公室		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部		48	11	28	0	6	3	0	4	0	0	0	0	1	0
企画振興部		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部		68	22	15	0	0	31	0	6	1	0	1	0	3	0
環境生活部		45	15	8	2	9	11	0	0	0	0	0	0	0	0
商工観光労働部		18	10	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産部		43	25	13	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
土木部		109	81	9	0	10	9	0	0	0	0	0	0	0	0
出納局		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局		12	11	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
地域振興局		261	198	38	1	1	23	0	4	0	1	0	1	2	0
小計		607	376	118	4	29	80	0	14	1	5	0	2	6	0
議会		2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		34	10	11	1	3	9	0	1	0	1	0	0	0	0
選挙管理委員会		14	5	5	1	0	3	0	1	0	0	0	0	1	0
人事委員会		2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長		31	0	29	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県有明海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天草不知火海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業の管理者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人熊本県立大学		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県住宅供給公社		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県道路公社		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		694	393	167	7	33	94	0	16	1	6	0	2	7	0

3 行政文書開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成 26 年度末 現在審理継続中 のもの	平成 27 年度中 の申立て	決 定				取下げ	平成 27 年度末 現在未決定のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
81 件 (5 人)	10 件	0	3	0	2	0	86 件 (6 人)

* () 内は不服申立人の人数

4 情報プラザにおける情報提供の状況

行政資料のコピーサービス利用状況	件 数	1, 261
	枚 数	52, 750
行政資料の有償頒布の状況	件 数	633
	冊 数	847

5 審議会等の公開の状況

(1) 審議会等の公開・非公開についての方針の決定状況

指針の対象となる 審議会等の総数	方 針 の 決 定 状 況			
	公 開	一部公開	非 公 開	未 決 定
153 (160)	68 (71)	36 (33)	41 (48)	8 (8)

(2) 会議の公開の状況

平成 2 7 年度に会議を開いた審議会等の数	1 1 8 (1 2 8)
延べ開催回数及びその公開の状況	5 1 6 回 (5 4 3 回)
公開	1 5 8 回
一部公開	3 0 回
非公開	3 2 8 回
(うち現地審議等)	3 回
公開又は一部公開の会議の傍聴者数	9 9 人 (1 0 1 人)

* () 内の数字は、平成 2 6 年度の状況。

* 「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、県の事務について調停、審査、審議又は調査等を行うため設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

熊本県公告第 3 6 1 号
 熊本県個人情報保護条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号）第 4 2 条の規定により、平成 2 7 年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。
 平成 2 8 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施機関別の登録対象事務の件数

実施機関名		件 数
知 事	知事公室	18
	総務部	136
	企画振興部	57
	健康福祉部	449
	環境生活部	147
	商工観光労働部	103
	農林水産部	217
	土木部	144
	出納局	3
	企業局	11
	地域振興局	11
	小 計	1,296
	議会	12
教育委員会	124	
選挙管理委員会	5	

人事委員会	10
監査委員	4
公安委員会	5
警察本部長	115
労働委員会	5
収用委員会	2
熊本県有明海区漁業調整委員会	2
天草不知火海区漁業調整委員会	2
内水面漁場管理委員会	2
病院事業の管理者	4
公立大学法人熊本県立大学	21
合 計	1,609

(注)登録対象事務とは、条例第6条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの」をいう。

2 自己情報開示請求に対する決定等の状況

(単位:件)

開示請求件数	請求に対する決定等件数	請求に対する決定等の内容				
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
104	150 (168)	22 (37)	115 (117)	1 (0)	6 (9)	6 (5)

* () 内は平成 26 年度の状況を示す。なお開示請求件数は平成 27 年度から項目を追加した。

3 自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	開示請求の件数	開示請求に対する決定等	開示請求に対する決定等の内容				
				全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
知	知事公室	0	0					
	総務部	0	0					
	企画振興部	0	0					
	健康福祉部	5	6	4	2			
	環境生活部	5	6	2	2	1		1
	商工観光労働部	2	2	2				
	農林水産部	0	0					
事	土木部	1	1	1				
	出納局	0	0					
	企業局	0	0					
	地域振興局	0	0					
小 計		13	15	9	4	1	0	1

議会	0	0					
教育委員会	7	8	5	3			
選挙管理委員会	0	0					
人事委員会	2	2	2				
監査委員	0	0					
公安委員会	0	0					
警察本部長	79	122	3	108		6	5
労働委員会	0	0					
収用委員会	0	0					
熊本県有明海区漁業調整委員会	0	0					
天草不知火海区漁業調整委員会	0	0					
内水面漁場管理委員会	0	0					
病院事業の管理者	3	3	3				
公立大学法人熊本県立大学	0	0					
合 計	104	150	22	115	1	6	6

4 自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位:件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成26年度末現在審理継続中のもの	平成27年度中の申立て	決 定				取下げ	平成27年度末現在審理継続中のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
3	0	0	3	0	0	0	0

5 口頭による自己情報開示請求に対する開示の件数

知事

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
職員選考考査	11	317	
任命権者面接試験	0	115	
熊本県福祉サービス第三者評価 評価調査者養成研修修了試験	1	9	
熊本県准看護師試験	10	685	
熊本県調理師試験	27	876	
熊本県製菓衛生師試験	1	48	
熊本県ふぐ処理師試験	2	44	
登録販売者試験	7	627	
毒物劇物取扱者試験	8	454	
熊本県クリーニング師試験	1	17	
狩猟免許試験	3	454	

内閣府青年国際交流事業中間選考会	0	2
グローバルジュニアドリーム事業高校生リーダー選考会	0	48
グローバルジュニアドリーム事業団員選考会	0	53
職業訓練指導員試験	2	19
熊本県男女共同参画審議会公募委員選考審査	0	10
技能検定試験	10	2,599
採石業務管理者試験	0	41
砂利採取業主任者試験	0	3
高等技術専門学校訓練生入校選考	2	63
熊本県職員採用候補者選考試験(技術職員)	1	8
主任計量者試験	0	13
家畜人工授精に関する講習会の修業試験	0	36
家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験	0	7
農業大学校入学者選抜試験	2	18
熊本県臨時職員採用試験	0	330
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	8	127
熊本県育休等代替臨時職員採用試験(免許資格職)	0	12
熊本県育休等代替臨時職員採用試験(理化学職)	0	1
熊本県保健環境科学研究所臨時職員採用試験	0	6
熊本県非常勤職員採用試験	6	692
計	102	7,734

議会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
非常勤職員採用試験	0	34	
計	0	34	

教育委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
熊本県職員選考考査	0	30	
非常勤職員採用試験	0	77	
計	0	107	

人事委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
職員採用試験(大学卒業程度)	436	921	
職員採用試験(免許資格職)	39	70	
職員採用試験(短期大学卒業程度)	3	52	
職員採用試験(高等学校卒業程度)	52	188	
職員採用試験(身体障がい者選考試験)	2	19	
職員採用試験(警察官A)	159	530	
職員採用試験(警察官B)	91	587	
計	782	2,367	

警察本部長

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
熊本県警察職員選考採用試験	1	34	
熊本県警察臨時職員採用試験	0	13	
熊本県警察非常勤職員採用試験「カラーガード」以外	1	82	
熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験	2	171	
改正警備業法(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査	1	1	
警備員指導教育責任者講習修了考査	34	34	
猟銃及び空気銃取扱いに関する講習会修了考査	54	110	
教習指導員資格審査	0	129	
技能検定員資格審査	0	69	
停止処分者講習	11	2,850	
運転免許試験	5,962	29,401	
原付免許試験	193	245	
計	6,259	33,139	

公立大学法人熊本県立大学

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
一般入試	84	1,692	
自己推薦型入試	12	197	
特別選抜	4	152	
大学院入試	5	54	
計	105	2,095	

総計	7,248	45,476	
----	-------	--------	--

(注)

- ・本表は、平成27年度中に実施した試験についての開示の実績である。したがって、開示を行った期間が平成28年度にまたがったものも含む。ただし、熊本県立大学一般選抜試験については、開示期間が試験実施期日の属する年度の翌年度の5月1日から6月30日までであるので、平成26年度中に実施した試験についての実績を計上している。

6 自己情報訂正請求に対する決定等の状況

0件

7 自己情報訂正請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0件

8 自己情報利用停止請求に対する決定等の状況

0件

9 自己情報利用停止請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0 件

10 個人情報の取扱いについての苦情の申出の件数及びその対応状況

(単位:件)

申出件数	申出に対する対応状況		
	対応済み	検討中	未検討
0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

* () 内は平成 2 6 年度の状況を示す。

熊本県公告第 3 6 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟 1 1 6 1 番 1

2 認可年月日

平成 2 8 年 5 月 2 0 日

熊本県公告第 3 6 3 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
辰巳 和美	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字幅 2 5 5 0 番 ほか 1 筆
田原 賢一	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字大堀 4 6 8 番 1 ほか 1 筆
東 吉次郎	人吉市東間上町	球磨郡錦町大字木上西字嬉野 3 番 1 0 2 ほか 1 筆

2 認可年月日

平成 2 8 年 5 月 2 0 日

熊本県公告第 3 6 4 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 8 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達の名称及び数量
ウィルス対策システム等用サーバ機器等の賃貸借 一式
 - (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課業務システム改革支援班
 - (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
 - (4) 借入機器等の内容
「ウィルス対策システム等用サーバ機器等の賃貸借」要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
 - (5) 借入期間
平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日まで
 - (6) 納入期限
平成 28 年 9 月 30 日
 - (7) 納入場所
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
（熊本県庁行政棟新館 9 階 情報企画課サーバ室）
 - (8) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ 名称、住所、代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者
 - (9) 入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算する。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額の、60 月分入札書の金額の 60 月分の 54 月に相当する金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とを合計した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるから免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日に係るものについては 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (10) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
 - (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり入札参加資格審査申請を受け付けず、また、入札参加資格を有している者が、本入札に参加するたため入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成 28 年 6 月 10 日（金）午後 5 時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
 - ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る

- る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 8 1 1 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていることを証明できること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明及び添付書類
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1 つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1) アに添付する(1) イの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等、1 つのファイルに集約できない場合は、(1) イの書類の目録を(1) アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。紙入札により入札をする場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成 28 年 6 月 23 日（木）午後 5 時まで
- (4) 提出先
1 (3) に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成 28 年 6 月 23 日（木）午後 5 時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成 28 年 7 月 7 日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 28 年 7 月 6 日（水）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成 28 年 7 月 7 日（木）午前 10 時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課（熊本県庁行政棟本館 2 階）
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 28 年 7 月 6 日（水）（必着）までに 1 (3) に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものみなす。
- (6) 入札の無効

- 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をもとに定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をもとに定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約を締結しようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（60 月）を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5 (3) に掲げる期限
イ 提出場所 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課業務システム改革支援班
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課業務システム改革支援班
電話番号 096-333-2145
ファックス番号 096-381-8211
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続き（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of the products to be rent:
A set of Servers and Software for Anti-virus Management Server System
- (2) Date and Place for tender:

- Date: 10:00 a.m. July 7, 2016
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Information and Planning Division, Transportation Policy and Information
 Bureau, Department of Planning and Development
 Kumamoto Prefectural Government
 (9th floor of Prefectural Government New building)
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2145
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県教育委員会告示第12号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年5月27日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で業種が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成28年6月10日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県教育委員会公告第12号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成28年5月27日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

(2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館 7 階）

(3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

(4) 借入物品及び数量
ア 教育用コンピュータ 246 セット
イ その他周辺機器及びソフトウェア

(5) 借入物品の規格、品質など
入札説明書及び要求仕様書による。

(6) 借入期間
平成 28 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで

(7) 納入期限
平成 28 年 8 月 31 日まで

(8) 納入場所
要求仕様書別紙 1 による

(9) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札者による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者

(10) 入札金額
入札金額は、賃借料 1 月当たり借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 10 分の 8 で相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額により入札すること。

(11) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

(12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で業種が「リース・レンタル（OA 機器類）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している場合は、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成 28 年 6 月 10 日（金）午後 5 時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

ウ 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁ホームページの管理調達ページからダウンロードする。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(4) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県教育庁教育政策課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（「仕様適合証明（書）」）によること。なお、熊本県教育庁教育政策課の審査を受ける期間

- は、公告の日から平成28年6月20日（月）午後5時までとする。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 仕様適合証明書
なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成28年6月28日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年6月28日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年7月7日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年7月6日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成28年7月7日（木）午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課（熊本県庁行政棟本館2階）
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年7月6日（水）（必着）までに1(3)に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引

- 換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5 (3) に掲げる期限
- イ 提出場所 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
電話番号 096-333-2674
ファックス番号 096-384-1509
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of commodity
A set of personal computers for education
・ 246 personal computers

- ・ peripheral equipments and softwares
- (2) Date and place to tender:
Date: July 7th, 2016, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2674
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 28 年 5 月 27 日

熊本県議会議長 吉 永 和 世

熊本県議会規則第 1 号

熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則

熊本県議会傍聴規則（平成 5 年熊本県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条に次の一項を加える。

- 2 災害その他やむを得ない事情により前項に定める定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 165 号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 28 年 5 月 27 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

- 1 指示の内容
不知火海の熊本県海域においては 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成 28 年 5 月 27 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

熊本県明るい選挙推進協議会公告第 1 号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

平成 28 年 5 月 27 日

熊本県明るい選挙推進協議会
会長職務代理者 日 吉 純 夫

- 1 開催日時
平成 28 年 6 月 1 日（水）午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 13 階 展望会議室
- 3 議題
(1) 平成 27 年度下半期の事業実施状況報告について
(2) 平成 28 年度明るい選挙推進事業計画について
(3) その他
- 4 傍聴の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班）
（電話 096-333-2104（ダイヤルイン））